

規制の事前評価書（簡素化 A）

法令案の名称：特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案

規制の名称：特定外来生物の指定

規制の区分：新設 拡充 緩和 廃止

担当部局：環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室

評価実施時期：令和6年（2024年）3月

- ★ 本様式を利用するに当たり、下記表に掲げる i 又は ii のいずれの要件に該当するか、番号を記載してください。また、当該要件を満たしていると判断される理由を記載してください。

(該当要件)

i

(該当理由)

- 規制の追加に伴い、大規模な設備投資等が想定されないことから、負担の合計として、年間10億円未満になり、かつ、個々の規制対象者の順守費用について、3「負担の把握」＜遵守費用＞にて記載のとおり、1回当たり9.5千円と推計されるため。

表：規制の事前評価書（簡素化）の適用要件

NO	該当要件
i	規制の新設・拡充措置であって、負担の合計が年間10億円未満、かつ、個々の規制対象者の遵守費用が1回当たり1万円未満と推計※されるもの(様式2—①) ※ 設備投資に関しては、一定の設備投資を伴う規制の場合は、初年度を中心とした設備投資額の総額を対象とする。また、初期の設備投資を必要としない規制の場合は、10年間程度の設備の維持管理費用の総額を目安とする。
ii	規制の緩和・廃止措置であって、負担の合計が年間10億円未満と推計されるもの(様式2—①)

【新設・拡充】

＜法令案の要旨＞

・ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号。以下「法」という。）は、海外から我が国に導入された外来生物による生態系、人の生命若しくは身体又は農林水産業に係る被害（以下「生態系等に係る被害」という。）を防止するため、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令（平成 17 年政令第 169 号。以下「令」という。）により、特定外来生物として定められた外来生物の飼養等、輸入その他の取扱いについて規制を行っている（法第 2 条、第 4 条～第 10 条）。今般、専門家による議論の結果、生態系等に係る被害を及ぼすおそれがあることにつき新たに知見が得られた以下①～③の外来生物を、法第 2 条第 1 項の政令で定める特定外来生物として追加する。

① アフリカヒキガエル

② オオサンショウウオ属に属する種のうちオオサンショウウオ以外のもの（以下「チュウゴクオオサンショウウオ」という^{※1}。）

③ オオサンショウウオ属に属する種とオオサンショウウオ属に属する他の種の交雑により生じた生物（以下「交雑個体」という。）

（①～③をまとめて以下「両生類 3 種」という。）

＜規制を新設・拡充する背景、発生している課題とその原因＞

・ 両生類 3 種については、本年 2 月に開催された「特定外来生物等専門家会合」も踏まえ、法の主務省として、以下の考え方から特定外来生物に指定することが妥当であると判定したところである。

－アフリカヒキガエル：法第 21 条に規定する未判定外来生物（在来生物とその性質が異なることにより生態系等に係る被害を及ぼすおそれがあるものである疑いのある外来生物として主務省令で定めるもの（生きているものに限る。)) であるところ、本種の輸入を予定している者から同条に基づく届出があり、本種については、法第 22 条に基づき生態系等に係る被害を及ぼすおそれがあると判定をした。本種は、日本国内において既に定着している種ではないが、アフリカ大陸に広く分布するヒキガエル類であり、分布域が熱帯に限定されているわけではないため、本種が我が国に侵入すれば野外に定着する可能性がある。また、旧ヒキガエル属 (*Bufo* 属) のカエル類は中大型の種が多く、共通して比較的乾燥に強く、食性の幅が広く、多産であり、皮膚に毒を持つという性質のため、さまざまな環境に適応・定着する可能性が高く、捕食や在来ヒキガエル類との競合により生態系への被害を及ぼすおそれがある。

－チュウゴクオオサンショウウオ及び交雑個体：チュウゴクオオサンショウウオは全国の複数箇所に定着しており、日本固有種かつ特別天然記念物であるオオサンショウウオとの間に交雑が生じることにより、オオサンショウウオの保全に影響を及ぼす。チュウゴクオオサンショウウオは、寿命が長く、一度定着し交雑が起きると排除が難しい。また、その子孫も繁殖能力を有するため、その遺伝子汚染の影響は大きく、長期的に継続する。チュウゴクオオサンショウウオ及び交雑個体は、オオサンショウウオより活発かつ攻撃的であり、繁殖場所を独占し、オオサンショウウオを駆逐しているとされている。近年の研究によりチュウゴクオオサンショウウオはいくつかの種に分割されたこと、及び、オオサンショウウオ属の系統関係に鑑み、オオサンショウウオとの交雑による遺伝子的かく乱の防止に向けては、「オオサンショウウオ属に属する種のうちオオサンショウウオ以外のもの」及び「オオサンショウウオ属に属する種とオオサンショウウオ属に属する他の種の交雑により生じた生物」に関して特定外来生物に選定するのが妥当である。

（※ 1）オオサンショウウオ属の系統関係より、「オオサンショウウオに属する種のうちオオサンショウウオ以外のもの」は、実質的には「チュウゴクオオサンショウウオ」がそれに該当する。近年の研究によりチュウゴクオオサンショウウオが更にいくつかの種に分割されたことに鑑み、このような種の特定方法を取ることにした。

<必要となる規制新設・拡充の内容>

- ・ 両生類3種について、特定外来生物として定められた場合、外来生物の飼養、保管、運搬（以下「飼養等」という。）、輸入や野外への放出、輸入その他の取扱いについて規制が行われる。

2 効果（課題の解消・予防）の把握

【新設・拡充】

- ・ アフリカヒキガエルについては、1のと通りの経緯で特定外来生物への指定を検討しているものであり、現時点で国内での飼養等は確認されておらず、野外への放出等も行われていないと認識しているが、この度特定外来生物に指定することで、放出等を未然に防止し、引き続き、生態系等に係る被害を生じさせない効果が得られる。また、チュウゴクオオサンショウウオについては、日本へは1970年代に大量に輸入された事例があり、その後、現在に至るまでに、5府県において野外での生息が確認されている、また、交雑個体については8府県で野外での生息が確認されている。今回の規制により、野外のある1点から別の1点への意図的な運搬や飼養等施設から野外への放出等を抑制し、更なる生息域の拡大を防ぐことができるという効果が得られる。

3 負担の把握

【新設・拡充】

<遵守費用>

- ・ 申請者による許可申請等にかかるコスト

今回の指定により、両生類3種について飼養等を行う際には許可申請の対象となるため、当該行為を行う場合には許可申請等のための書類作成、提出に係るコストが新たに発生する。その申請件数を正確に予測することは困難であるが、アフリカヒキガエルについては、1のと通りの経緯で特定外来生物への指定を検討しているものであり、現時点で国内での飼養等は確認されておらず、今後定期的な飼養等の許可申請が行われる見込みもない。チュウゴクオオサンショウウオ及び交雑個体の飼養頭数については、商業取引が可能となる「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年法律第75号）第20条第1項に基づく登録を受けている生きている個体の数を基に推定を行うと、オオサンショウウオを除く「オオサンショウウオ属」（規制適用日：昭和55年11月4日）のうち、生きている個体係る過去の登録の件数は約20件であることをから、約20と仮定し、法に基づく飼養等の許可等申請に関して、5年に1度20件の許可申請件数があり、これを1年で平準化した場合年間4件の申請件数があるものと推定される。1件当たり1/2人日を要するとした場合、1人日約19千円（4,576千円（※2）÷240日）として計算すると、1件当たり約9.5千円の遵守費用が生じることとなる。

（※2）「令和4年分民間給与実態統計調査」（国税庁）より平均給与額（年間）を引用。

<行政費用>

- ・ 許可申請等審査にかかるコスト

現在、特定外来生物に関する許可申請等手続は、環境省の地方支分部局である各地方環境事務所にて実施している。【遵守費用】で記載した件数を参考に両生類3種の許可申請等件数を年間年間4件と仮定し、これらの審査事務について1件当たり2人日を要するとした場合、1人日約20,561円（5,345,870円（※2）÷（5日×52週））として計算すると、「事務費用×2日」の約41千円の費用が生じることとなる。

(※3)「令和4年度地方交付税関係参考資料」の職員給与費単価（一般職員分）の道府県分の職員Bの単価を引用。

4 利害関係者からの意見聴取

【新設・拡充、緩和・廃止】

意見聴取した 意見聴取しなかった

(意見聴取しなかった理由)

- ・ 両生類3種のうちアフリカヒキガエルについては、法第21条に基づく届出が初めてされたことから、現時点での市場流通はないものと認識している。また、チュウゴクオオサンショウウオ及び交雑個体についても、4. で言及した商業取引が可能となる「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づく登録を受けている生きている個体の数を基に推定を行うと極めて少ないものと認識している。今回の規制による影響は限定的であると考えられたため、意見聴取は行わなかった。

<主な意見内容と今後調整を要する論点>

・

<関連する会合の名称、開催日>

・

<関連する会合の議事録の公表>

・

5 事後評価の実施時期

【新設・拡充、緩和・廃止】

<見直し条項がある法令案>

・

<上記以外の法令案>

- ・ 施行から5年後（令和10年）に事後評価を実施する。